

議事録

日時：令和5年3月14日（火曜日） 9：30～11：30

場所：オンライン開催

**議題**

- 1 ガス安全高度化計画 2030 の取組状況について【報告】
- 2 認定高度保安実施事業者制度の検討の具体的方向性【審議】
- 3 ガス事業法における大臣特認制度の創設について【審議】
- 4 その他

**議事内容**

○岡本ガス安全室長 皆様、おはようございます。ガス安全室の岡本でございます。定刻となりましたので、ただいまから第28回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会を開催したいと思います。

今回も委員の皆様にはオンラインで御参加いただいておりますが、倉淵委員長には会議室にお越しいただいております。

それでは、開催に当たりまして、事務局を代表して辻本技術総括・保安審議官から挨拶をさせていただきます。

○辻本技術総括・保安審議官 皆さん、おはようございます。本日は委員の皆様方、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。また、オブザーバーの方含めまして、常日頃より、都市ガスの保安行政に関し、御協力、御支援いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年になりますけれども、ガス事業法が改正されました。一般ガス導管事業者に対して、災害時連携計画の届出を義務付けというものであります。これは昨今、自然災害の激甚化、また、災害時、一般ガス導管事業者が連携し、大規模災害に対応するものであります。こちらにつきましても、以前、この委員会で御審議いただきました。

また、最近の事故の状況を簡単に申し上げますと、これは後ほど説明いたしますが、死傷事故というのはあまり発生しなくなっているのですけれども、大規模障害は引き続き起こっているというものであります。こういったものを未然に防ぐためには、国、事業者、

関係団体が協力して取り組むことが重要であります。

本日、この関係でもありますけれども、ガス安全高度化計画についても御報告する予定であります。また、認定制度の創設、大臣特認制度の創設についても、本日御審議いただきたいと思っております。

ぜひ委員の皆様方から忌憚なき御意見をいただきまして、積極的な御議論につながればと思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○岡本ガス安全室長　それでは、ここからの議事進行につきましては倉渕委員長にお願いいたします。

○倉渕委員長　昨日から一応マスクの着用は義務ではなくなった状況でございますけれども、しばらくは安全のためにマスク着用ということで、できれば、今回でオンラインの会議は最後ということになればと思います。御不自由をおかけいたしますけれども、本日もよろしく願いいたします。

本日の議題は4件でございます。

それでは、まず事務局から会議定足数の報告、議事の扱い等についての御説明をよろしく願いいたします。

○岡本ガス安全室長　本日の会合は過半数の方に御出席いただいておりますことを御報告いたします。

会議終了後、議事録は委員の皆様にご確認いただいた後にウェブサイトにて公開することを予定しております。

なお、第1回本小委員会で御承認いただきました議事の運営方法を定めた「議事の運営について」に基づき、委員長の御判断で議事は非公開にできることとなっておりますが、倉渕委員長と御相談した結果、最後のその他としている議題につきましては非公開といたしますので、傍聴の方はオンライン会議より御退出をお願いしたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

○倉渕委員長　それでは、最初の議題、ガス安全高度化計画2030の取組状況について、事務局から資料1に基づきまして、説明をお願いいたします。

○岡本ガス安全室長　それでは、資料1「ガス安全高度化計画2030の取組状況について」でございます。

それでは、次のスライドをお願いいたします。このガス安全高度化計画2030でございますけれども、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として取りまとめられたものでございます。その右側でございますとおり、安全高度化指標と呼ばれる数値目標を目

標とし、それに向けて、国、事業者、関係団体がこの実行計画に基づいて取り組んでいくと、このようなものでございます。

それでは、次のスライドをお願いいたします。この目標は先ほど申し上げましたとおり、10年間のものがございますけれども、5年の経過時期において、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討すると、このように定められております。

それでは、次のスライドをお願いいたします。まず最初に、ガス事業法における重大事故についてでございます。重大事故は過去5年間で12件発生しております。そこにB級、ないしはA級と記載がございますが、それぞれ下に記載があります閾値以上になりますとB級、ないしはA級に該当するというものでございます。2022年は3件発生しているという状況でございます。

それでは、次のスライドをお願いいたします。その3件を御紹介したいと思います。

まず3月17日でございますけれども、京都府の共同住宅にて爆発事故が発生しております。ガスコンセントのヒューズ機能が動作しない結果、ガスが漏れ、それが爆発に至ったものと推定されております。死亡2名ということでございます。

次に、4月4日でございますけれども、長崎県諫早市における供給支障でございます。こちらは約2万戸の供給支障が発生いたしました。以前のガス安全小委で事業者の方から御報告をいただいたものでございます。

それでは、次のスライドをお願いいたします。8月23日、静岡県浜松市の工場の食堂における一酸化炭素中毒事故でございます。幸い死者は発生しませんでしたけれども、負傷11名という被害が発生しております。原因は業務用食器洗浄機を、給排気設備を稼働せずを使用したためと推定されております。

それでは、次のスライドをお願いいたします。次に、安全高度化指標の達成状況であります。先ほど申し上げましたとおり、こちらは5年目に中間評価を行うということでございますが、2022年断面で数値を並べた結果が御覧いただいているものでございます。死亡事故につきまして、指標を満足していないということでございますので、中間評価に向けて、国、事業者、関係団体で指標が満足できるように取り組んでいくものと考えております。

次のスライド、お願いいたします。次に、実行計画の中の主な取組を御説明したいと思います。

まず家庭用需要家に対する注意喚起ということでございます。非安全型機器の撲滅に向けまして、そこに御覧いただけますチラシを使って周知活動をさせていただきました。

次のスライドをお願いいたします。また、ウェブサイトなどを使った注意喚起を行いました。例えば、内閣府の政府広報オンライン、それから、私どものウェブサイト、こういったものを活用し、広く周知活動をさせていただきました。

次のスライドをお願いいたします。厚生労働省と協力し、食品衛生責任者向けの周知ということでメールマガジンの発出等をさせていただきました。また、政府広報として、先ほど申し上げたもの以外として、ラジオ、それからバナー広告で周知活動をさせていただきました。

次のスライドをお願いいたします。次に、業務用需要家ということで、一酸化炭素中毒事故に関することをございます。一酸化炭素中毒事故連絡会議を昨年の7月25日に開催しております。内閣府、総務省、文部科学省等、関係省庁の方々にお集まりいただきまして、一酸化炭素中毒の事故の動向とか、普及啓発活動について周知をし、関連団体への注意喚起をお願いしたところをございます。

次のスライドをお願いいたします。次に、ガス事故の削減に資するセンサーコンロなど、安全型機器・設備の導入状況をございます。こちらは日本ガス石油機器工業会様、それから、日本ガス協会様のデータを活用させていただいております。御覧いただくような動向となっております。

次のスライドをお願いいたします。ガス小売事業者の自主保安の取組状況についてをございます。こちらはガスシステム改革により、新たなガス小売事業者の方々が参入してくることに伴いまして、そういった方々に自主保安として、各種の活動を促すことを目的に行っているものでございます。右下のほうに、各社の掲載項目として、保安管理体制とか、保安業務という項目の記載がございますけれども、こういったフォーマットに沿った情報の提供を呼びかけております。情報提供のあった事業者につきましては、経済産業省ウェブサイトにて事業者名リストを掲載しております。引き続き、いろいろな機会を捉えまして、本取組に参加していただくことで、自主保安の見える化を促していきたいと考えております。

次のスライドをお願いします。こちらがそのリストでございます。

次のスライドをお願いします。次に、他工事事故であります。国交省、厚生労働省に対しまして、他工事事故防止のため、工事前のガス事業者への照会とか、工事の際の立会い等の協力要請を実施しております。また、3月10日になりますけれども、「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」という協力要請文書を発出いたしております。こういった活動を通して、他工事事故の削減に取り組んでまいります。

次のスライドをお願いいたします。こちらはチェックシート形式の周知チラシの配布実績でございます。こういったチェックシートを使って、他工事事故の削減に取り組んでおります。

次のスライドをお願いいたします。次に、経年管対策でございます。公施設及び民間施設における残存状況は御覧いただいているとおりでございます。学校とか警察、消防署においてもまだ残っているということでございますので、文部科学省等関係省庁に働きかけを行っていきたいと考えております。

次のスライドをお願いいたします。災害対策に係る実行計画の中で、PE管の耐震化率の向上についてでございます。現在、耐震化率が91.5%ということでございます。

次のスライドをお願いいたします。ガス防災支援システム（G-R e a c t）については、以前のガス安全小委で御説明をさせていただいておりますけれども、それを使って日本ガス協会様におきましては、地方部会ごとで訓練を実施しているということでございます。

次のスライドをお願いいたします。最後になります。立入検査についてであります。立入検査は事業者における保安業務の継続的な向上を図る上で非常に有効なものと考えております。私ども本省では11事業者に対しまして、また、産業保安監督部では140から150の事業者に対して立入検査を実施しております。そこに主な指摘事項を記載しておりますけれども、この活動をこれからも継続していきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○倉渕委員長　　ありがとうございました。本件は報告事項ですが、御意見、御質問などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員　　おはようございます。まず先ほど消費段階のアクションプランと業者さんへの飲食店等へのアクションプランでも御説明がありましたが、換気がおろそかになることで一酸化炭素中毒が引き起こされる例というのがやはり少なからず発生しているというように承知しております。それでなのですが、少し前まではコロナの影響で換気が励行されていたと思うのですが、残念ながらというか、コロナ自体が収束してきたことは良いことだと思うのですが、換気の励行ということがちょっと下火になってきたような気がします。昨今は特にエネルギー価格の高騰で、冷暖房効率を気にするあまりから換気を控える傾向があるのではないかなと思います。

それで、広報の仕方ということで、効果的な換気の方法、つまり空気の流れを考えて、こういうところこういうところは開けなければだめだよとか、それは短時間でできるの

だよと、その場合に温度に与える影響はこのぐらいで、そんなにエネルギーをロスするものではありませんよといったような具体的な事例を示した広報をぜひお願いして換気の励行に努めていただきたいと思います。

以上です。

○倉渕委員長　ありがとうございました。換気不足によるCO中毒事故というのはまだ後を絶たないという状況で、現状、コロナが収束しつつある中で、換気に対する関心が薄れつつあると。そうした中で、いま一度CO中毒を避けるために効果的な換気の方法についての啓蒙活動を継続して行っていただきたいということだと思います。参考になる御意見、どうもありがとうございました。

次は川島委員、お願いいたします。

○川島委員　主婦連合会・川島でございます。ありがとうございます。

消費者に対する安全意識の向上のための周知啓発について、インターネットの利用はとても便利で分かりやすいのですが、特に高齢者にとりましては、まだまだ使いこなせるものではありません。パンフレット等を活用することにつきましてはとても高く評価したいと思います。周知が隅々まで行き渡るためにも、パンフレットとともに人から人へ声かけも一緒にできればと思います。ありがとうございます。

○倉渕委員長　ありがとうございました。周知活動の重要性を指摘されまして、特にインターネットの利用は効果的だけれども、高齢者はなかなかアクセスしにくいという観点からパンフレット、ないしは人伝いで啓発活動の推進をするべきだという御意見かと思えます。どうもありがとうございました。

○川島委員　ありがとうございます。

○倉渕委員長　次、松田委員、お願いいたします。

○松田委員　ありがとうございます。日本ガス機器検査協会の松田でございます。意見1点、要望2点、述べさせていただきたいと思えます。

まず4ページのガス事業法における重大事故についてでございますが、死者4名以下のものはB級事故と区分されているということでもありますけれども、死者数によって、その事故の重大さを区分してB級事故として、あたかも軽い事故であったような印象となることにやや違和感を覚えます。たとえ死者が1名の事故であったとしても、しっかりと把握して、B級事故という大きなくくりという件数の推移だけではなくて、死者が発生してしまった事故の推移として見えるようにして、しっかりと追いかけていく必要があるのではないかと思います。これが1点目です。

次に5ページの2022年に発生したB級事故についてですが、2022年3月17日の爆発事故について、ガス漏れ警報器の設置の有無についての記載はありませんけれども、ガス安全高度化計画の記載にもありますように、ガス漏れによる爆発に対してはガス漏れ警報器の設置が有効であるということでもありますので、ガス漏れ警報器について、引き続きその普及促進をお願いしたいと思います。

最後に13ページにあります業務用機器・設備の安全性向上についてでございます。業務用機器・設備の安全性向上について、業務用換気警報器ですとか、立ち消え安全装置を搭載した業務用レンジ等の普及促進についてはまだまだ道半ばと感じております。製造事業者の方々やガス事業者も安全性の高い機器の普及に向けて一生懸命取り組んでおられますし、私どもJIAもそれについて協力をさせていただいておりますけれども、厨房を使う、業務用の燃焼機器を使われる事業者については、芸術家のように料理に取り組まれている有名シェフの皆さんですとか、多数のアルバイトを使って多店舗展開される事業者の方々ですとか、身近にある、御家族で営まれている飲食店の方々とか、非常に多岐にわたる形態がありますが、特に御家族で営まれているような厨房をお持ちの飲食店の方々の事故というのは決して少なくないのではないかと感じております。

そうした中で、こうした方々への普及に当たっては、最終的には使用者側のコスト負担がかかるところでありまして、これがなかなか普及が進まないということがあるのではないかと思います。民間の自主的な取組だけに任せていくと、なかなか難しいかなと思うところです。ぜひ今後とも、特に需要家の方々を見据えながらガス安全室様に牽引をしていただくということで、こうした取組をより強く推し進めていただきたいと思います。

以上3点でございます。ありがとうございました。

○倉渕委員長 貴重な御意見、ありがとうございました。3点御指摘がございました。第1点は、いわゆるB級事故の分類について、死者の人数だけでくくるのは適切なのかと。どういう事象によって事故が生じたということに注目して分類を考えるべきではないかということが1点目。2点目が共同住宅におけるガス中毒の問題において、ガス漏れ警報器の有効性について、いま一度、検証を進めるべきではないかという御指摘かと思います。それから、最後は、業務用厨房機器において、家庭用に比べて義務がないということがあって、なかなか普及が進んでいないという中で、小規模な業務用厨房において、やはり事故が発生しているというような観点から、その普及促進について、METIとしても応援していただきたいということではないかと思っております。室長、いかがでしょうか。

○岡本ガス安全室長 まず1点目の事故の把握についてでございますが、閾値として、

A級、B級、このように設けておりますけれども、事故報告としては、これ以外のもの、いわゆるC級と呼んでおりますが、死者が発生しないようなものも全て、事故の詳細と呼ばれるものを御報告いただいております。それらを私どものほうで1件ずつ分析しております。

そういう意味におきまして、死者の数で重い、軽いというようなことは、事故の分析の段階におきましては使っておりませんので、そのことは申し上げておきたいと思っております。区分分けで一応このようにしているということで松田委員も御理解いただいていると思っておりますけれども、私ども、事故の分析はC級でも詳細ベースで行っております。

それから、警報器の普及促進につきましては、これはまさに御指摘のとおりでございます。次の3点目の厨房施設における取組につきましても、警報器の有効性ということについて、私どもも認識をしております。引き続き高度化計画に沿いつつ、業界の方々と協力して、普及に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○倉渕委員長 ありがとうございます。ガス警報器工業会殿、お願いいたします。

○権藤オブザーバー ありがとうございます。私、ガス警報器工業会の権藤と申します。御指名ありがとうございます。

まずJ I Aの松田委員、さらに岡本室長、ガス警報器の有効性について賛同いただきまして、非常にありがとうございます。心強く感じております。

まず1つ、意見を申し上げさせていただきたいと思っております。5ページを御覧いただきますと、昨年3月、京都府木津川市の共同住宅での爆発事故で2名の方が亡くなり、1名が負傷された事故がございました。この概要の中に、なお、ガス警報器は設置されていませんでしたというコメントもございます。ガス警報器の設置が事故再発防止のためには有効という位置付けもちゃんと指摘されているかなと感じております。

6ページの昨年8月の浜松市の工場内食堂の業務用厨房にて、11名の方がCO中毒事故で負傷された事故、いずれも警報器があれば、防げた可能性があったのではないかと考えられる事故が立て続けに発生してしまいました。お亡くなりになられた方にはお悔やみを、負傷された方にはお見舞いを申し上げます。

さて、12ページの右上にガス警報器の普及率の数値が載っております。昨年、本審議会に参加させていただきまして、2017年以降、5年間程度、ガス警報器の普及率が右肩下がりで低下している旨、申し上げさせていただいたのですが、引き続きその低下傾向が継続していることを残念に思っております。

昨年はその低下傾向の中、日本ガス協会様には、新規参入都市ガス小売事業者様を主体とした準会員向け保安研修会を御案内いただき、当工業会から警報器の安全機器としての有効性を説明する機会をいただきましたことを始め、ポスターや冊子配布への御支援に対して、大変感謝を申し上げさせていただいたところでございます。

ガス警報器につきましては、御案内のとおり、安全確保の最後の砦として、消費者の皆様様の安全確保の多重化に大いに貢献する安全機器でございます。当工業会としましては、今回発生しました案件の事故防止にもしかりですが、今後ともガス漏えい、爆発火災やCO中毒事故防止に向けて、積極的にガス警報器の設置促進に取り組んでまいりますので、引き続き関係者の皆様方の御支援と御協力を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○倉渕委員長　ありがとうございました。京都、浜松で直近に起こりましたガス中毒事故につきましても、いずれもガス警報器の設置がなかったということで、もしガス警報器が設置されていれば防げたのではないかと御指摘だと思います。

また、残念ながら、ガス警報器の設置状況が若干低下の傾向にあるということで、これの普及促進に向けて、関係者に尽力していただきたいということではないかと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、時間も大分押しておりますので、次の議題に移りたいと思えます。議題2の認定高度保安実施事業者制度について、事務局から資料2について、御説明をお願いいたします。

○岡本ガス安全室長　資料2「認定高度保安実施事業者制度の検討の具体的方向性」でございませう。

次のスライドをお願いします。こちらは以前ガス安全小委の皆様にも御説明をさせていただいたものでございませうが、昨年の通常国会におきまして、高圧ガス保安法、電気事業法及びガス事業法等の法改正が行われました。そのときの柱が何点かございませうけれども、そのうちの1つが赤枠で囲ったところ、スマート保安の促進でございませう。ここで認定制度の創設が法文化されたわけでございます。テクノロジーを活用しつつ、保安レベルの向上及び人材不足への対応を図るというものでございませう。

次のスライドをお願いします。こちらにも以前の審議会でも御説明したものでございませうけれども、そういった認定を取得することによって、例えば、工事計画の届出や主任技術者、保安規程の届出などが記録保存とか事後届出で良いというようなインセンティブ、また、使用前自主検査、定期自主検査の在り方について、より融通の利くやり方ができるように

なるということが認定事業者には与えられるわけでございます。

次のスライドをお願いいたします。その認定を取得するためには、要件をクリアする必要があるということで、こちらも以前御説明した資料でございますけれども、経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応と、こういった要件をクリアしていただくということでございます。

ここまでは以前のガス安全小委で御説明しているわけですが、本日はこの認定4要件について、どのように審査していくのか。また、その審査の在り方について御審議をいただきたいと考えております。

次のスライドをお願いいたします。まず経営トップのコミットメントについてでございますけれども、保安管理体制を監査、検証できる組織体制の構築を求めていくことが必要と考えております。そのために経営トップが保安管理体制の維持向上に主体的に関与しているということを確認する必要があるかと思っております。例えば、経営トップへのインタビューとか社内監査における発言や指示等の記録を確認することをもって審査を行いたいと考えております。

次のスライドをお願いいたします。高度なリスク管理体制についてであります。リスクを回避し、低減策を策定し、それらを継続的にアップデートしていく必要があるかと思っております。そのため、体系的にそれらを実施するための人材登用、責任者選任や組織的な連携体制の明確化など、このプロセスを実施するための体制構築を審査したいと考えております。

次のスライドをお願いいたします。テクノロジーの活用についてであります。保安管理業務を高度化、効率化する技術が求められるわけですが、そういった技術、テクノロジーは多岐にわたります。事業者によって選定するものが変わってくると思われまます。そのため、適切なテクノロジーが選定されているかどうかを審査の上で確認をしたいと考えております。

あわせて、それらを導入する前後でどのような効果があるのか、リスクがどのように評価されるのか、また、検証プロセスをどのように行うのかということにつきましても確認をしたいと考えております。

次のスライドをお願いいたします。サイバーセキュリティ対策であります。こちらはそういった技術を導入すればするほど重要になってくるものかと考えております。導入するテクノロジーに応じてサイバーリスクを検証し、必要な対策を求めるとともに、対策の継

継続的な改善に努めているかを確認したいと考えております。

こちらの資料には記載しておりませんが、昨年の法改正では、仮にそういったセキュリティに係る事故が起きた場合には独立行政法人情報処理推進機構に原因究明や調査が要請できるということが同時に法改正されておりますことを申し添えます。

次のスライドをお願いいたします。以上が認定4要件に関する審査でありました。次は、認定の審査の方法についてであります。こちらは2つ考えてございます。1つは新たに認定を取得する場合と1度取った認定を更新する場合ということでございます。

まず前者の新規に認定を取得する場合でございますけれども、リスクアセスメントなどの取組を適切に評価するために、審査会審査を踏まえて認定を判断するというのを考えております。ただ、合理的かつ迅速な審査手続を目指す必要があるかと考えておりますので、そういった認定要件に関する申請書類はなるべく簡略化し、具体の詳細な内容は現地調査において確認してはどうかと考えております。

次に2つ目の認定を更新する場合でございますけれども、こちらは原則として、既存の書面提出は不要とし、現地調査におきまして、例えば、認定期間中の事故への対応とか、それらを踏まえたPDCAをどのように回したのかと、そういった取組を確認したいと思っております。その上で認定要件への適合性に疑義が生じた場合には、再度審査会を開いて更新を判断することとしてはどうかと、そのように考えております。

次のスライドをお願いいたします。次は認定の更新の期間であります。こちらは今、5から10年の政令で定める期間ということが決まっております。この認定要件につきましては、高圧ガス保安法、それから電気事業法でも同じ要件となっております。高圧ガス保安法では7年ということになっております。認定要件が同じということで、ガス事業における認定期間も7年としてはどうかと考えております。

次のスライドをお願いします。次は認定期間中の立入検査についてであります。中間時点における立入検査はその中間時点から前後1年程度を目安に実施してはどうかと考えております。その際、立入検査で、仮に認定要件への適合性に疑義が生じた場合には、認定更新時には必ず審査会審査を行うことにしてはどうかと、そのように考えております。

次のスライドをお願いいたします。次は認定の取消要件についてであります。まず2つございます。

いわゆる事故を起こした場合であります。事故を起こした場合には原因究明や再発防止策を求め、その後、十分な改善が認められない場合には認定を取り消すこととしてはどうかと考えております。では、どういった事故かと申し上げますと、死者が発生したとか、

そういった重大な事故の場合に認定の取消しが起こり得るということでございます。

あと、もう一つは法令違反があった場合でございます。例えば、社会的影響の大きいコンプライアンス違反があったとか、そういったことも認定の取消しに引っかかってくるということでございます。基準と照合しつつ、認定を取り消すことを検討したいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○倉淵委員長　ありがとうございました。それでは、本件について、御意見、御質問などございましたらお願いいたします。吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員　3番目だったので油断をしておりました。吉川でございます。すみません。

まず最初に5ページ目のコミットメント実施のための監査、検証体制というところがございますが私はやはりこの監査で経営トップに対して、改善や予算措置をきちっと求めることのできる監査体制が確立することが必要だと思っております。そういう意味では、社外取締役まで求めてしまうと会社の規模が大きくなってしまいますのでどうかと思うのですが、要件にはしないまでも、経営トップから独立した監査役などを備えていることも必要に応じて求めるべきではないかと思っております。

次にスライドの9に参りまして、上の青の下地が敷いてある2ポツ目ですね。「また」で始まる所。申請書類の簡略化ということに対しては私も大賛成です。ただ、現地調査に行く際に注視できるような簡単なサマリーの報告書というか、具体的に言えば、前回の認定から大きく変わった組織があるのかどうか。あるいは、重要な設備の変更があったのかどうか。これらがチェックできるような事前の書類を求めておくべきかと思っております。

最後のスライドで12ページ目。これは私がぜひと申し上げた記憶がありますが、認定の取消要件のところで、2ポツ目に法令違反があった場合。つまりは不祥事。これは、誰でも過失によって事故を起こしてしまうことはしようがないと思うのですが、それを隠蔽することというのは、自主保安を優先しようとする認定制度の根幹を揺るがしかねないものですので、ぜひ認定取消しの要件としていただきたいと思っております。

以上でした。

○倉淵委員長　ありがとうございました。3つほど御指摘いただいたと思います。1つには、会社の仕組みにおける監査役の重要性についての御指摘がございました。また、認定の仕組みの簡略化は賛同されますけれども、組織変更などがあった場合には、その辺、明確にした上で重点的な審査が必要であるということ。あと、取消要件といたしましては、

特に会社が事故を隠蔽するようなことがあった場合には一発アウトみたいな厳しい対応をするべきではないかというような御意見であったと思います。どうもありがとうございます。

引き続きまして、赤穂委員、お願いいたします。

○赤穂委員　ありがとうございます。私も吉川委員と同じで、まず5ページ目の保安管理体制を監査、検証できる組織体制の構築についてなのですけれども、やはりその組織体制というのがイメージしづらいです。多分保安の部署からは独立させるのだとは思いますが、そういう組織の在り方は各事業者任せなのか、ある程度具体的にこういう組織でということを経営者につけていくのか。できれば事前に、こういう組織体制でということのある程度明示するほうが事業者さんも混乱しないのではないかと思います。

その上で保安の部署及び経営陣に対して一定の権限を持つような組織にするということかと思いますが、そういう場合の指揮・命令系統とか、どのようにするのかということもあらかじめ決めておく必要があると思います。そうしないと、せっかく仏作って魂入れずみたいな形で、組織が形骸化するようなことがあってはならないと思いますので、そこら辺の制度設計をもう少し明確に示していただければと思います。

もう一つ、セキュリティの対応で、AI、ドローンの活用ということ。これについては私もどんどん進めるべきであろうと思っていますけれども、まずは大手の事業者さんが先行して導入されていくことだと思いますが、ドローンの活用とかについては一定の標準的なものができるかと思うのです。こういうのはある程度どんどん標準化して、パッケージ的な仕組みをつくって、今後続く中小の事業者さんがそれを利用しやすいような仕組みということも考えていくべきではないかと思っています。

以上です。

○倉渕委員長　ありがとうございました。2点ございましたね。最初の御指摘は、監査を的確に行う上での組織体制。特に指揮・命令体制について、どのように考えていくかということと、2番目は、スマート機器につきましては大手が先行して、それを水平展開することになるだろう、ということだったのですけれども、最初の御指摘の中で、組織体制としてこうあるべきだ、みたいな標準的なものを例えばMETIのほうから提示するなどということがあり得るのか、ということがございましたが、室長、いかがでしょうか。

○岡本ガス安全室長　お待たせして申し訳ございません。まず、今、倉渕委員長から求められた件、いわゆる組織のひな形といたらないのでしょうか。そういったことを示すということについては、現段階ではそこまで考えに至っておりませんが、御指摘は

検討してまいりたいと思っております。

あわせて、ちょっとこの機会をいただきましたので、今、吉川委員から、また、赤穂委員からも各種の御指摘をいただいて、そのほかにも御指摘をいただいておりますけれども、それらについては、これから詳細設計の中で組み込んでいくことを現時点でもう想定しておりますので、その旨お答えをさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○倉渕委員長 ありがとうございます。久本委員、お願いいたします。

○久本委員（代理・加藤様） 高圧ガス保安協会の加藤でございます。本日は委員の久本が所用のため、代理で出席させていただいております。まずは御発言の機会をいただき、感謝申し上げます。

それでは、審議内容について一言申し上げます。

現行の高圧ガス保安法の事業者保安に関する認定制度におきまして、高圧ガス保安協会が事業者から調査申請を受けまして、事業者への書類審査及び現地調査を行っております。これらの審査、調査を行った結果、所定の基準に適合していると認める場合には、KHKは所定の書面を申請事業者に交付いたします。事業者はこの書面を認定調査申請書に添付し、経済産業大臣に認定の申請を行うというような形をとっております。

高圧ガス保安法の事業者保安の認定につきましては、このようにKHKも一翼を担っております。今回、ガス事業法の認定高度保安実施事業者制度が創設されるのであれば、専門機関として協力していきたいと考えております。

こちらからは以上でございます。

○倉渕委員長 ありがとうございます。現状、高圧ガスの保安の認定につきましてはKHKが実質的な審査を行った上でMETIに報告しているという仕組みをとっているということですが、都市ガスについても同様のスキームがつけられるということであれば、KHKとしても協力したいという御意見というように承りました。どうもありがとうございました。

松田委員、お願いいたします。

○松田委員 御指名ありがとうございます。日本ガス機器検査協会の松田でございます。

資料の中に示されています認定高度保安実施事業者のテクノロジーの活用について1点、意見を述べさせていただきたいと思えます。

4ページに認定要件が示されておりますけれども、この中の上2つ、経営トップのコミットメント、あるいは高度なリスク管理体制などにつきましては、例えばISO9001の品

質マネジメントの評価認証の手続きなどを使うことで確認ができるということになるのだろうなと思いますけれども、一方で、3つ目のテクノロジーの活用については、これまでになかったような新しいテクノロジーを使って保安を維持するというのがどのようにして実現できるのかと。そのテクノロジーによって、従来やってきた保安業務と同等、あるいは同等以上のことができるのか。それを評価、あるいは検証する方法、そして、そういった評価基準を明確にしていくことが必要ではないかと思います。

資料の7ページに導入を求めるテクノロジーの例を示していただいておりますけれども、その体制を維持する事業者側についても、あるいはその実効性を認定する機関、あるいは、審査会ですかね。そういった側も理解しやすく、納得感のある認定評価基準を作成していくことが必要ではないかと思います。

以上です。

○倉渕委員長 ありがとうございます。4ページの③ですね。テクノロジーの活用ということなのですが、この新しい方法を活用した場合にどのようにしてその効果を評価し、検証していくのか。認定を受ける側も出す側も双方にとって納得感のあるような認定の制度設計が必要ではないかという御指摘かと思います。どうもありがとうございました。

澁谷委員、お願いいたします。

○澁谷委員 澁谷でございます。御発言の機会をいただき、ありがとうございます。

私からは6枚目のスライドの②高度なリスク管理体制というところでございますが、この文言にある「高度な」というところの言葉の定義をもう少し明確にさせていただきたいと考えています。

真ん中にある体制構築に係る要件に5つほどの項目が並んでいます。少なくとも安全文化の醸成・向上以外の項目については通常のリスク管理の体制で当然求められていることですので、5つ目の項目をもって高度なと言っているのか、それともほかの項目も含めて高度なと言っているのかという意味については、しっかり基準を決めていく必要があるかなど。やはり事業者によっても、この高度なという文言の捉え方によって、審査の際に出てくるリスクアセスメントの要件というのは変わってくると思いますので、ここはもう少ししっかり精査していく必要があるのではないかと考えています。

特にこの要件の中の3つ目の事故情報、優良事例等の情報収集と書いてあるのですけれども、少なくとも高度なリスク管理をするのであれば、保安情報だとか、これまでのメンテナンス情報なども含めた多様な情報を幅広く収集するような活動が必要になるだろうと

は考えています。

実際、下のPDCAの実施イメージでは、①リスクの特定のところにはきっちり過去の経験、知識及び運転管理と書いてありますので、真ん中の要件のところにも幅広く情報収集をするような形で要件を書き添えていただきたいと思いますというのがございます。

あと、最後にスマート保安技術の活用のところともリンクするのですが、やはり新しいテクノロジーを使うと、そのテクノロジーはどんどん変わっていきますので、それに対して対応できる組織力というのにも必要になってくると思います。そういう意味では、変更管理がきっちりできる体制を整えていただくというのもこの高度なリスク管理体制の中にはしっかり要件として含めていただくとよいのかなと考えております。

私のほうからは以上です。

○倉渕委員長　ありがとうございます。高度な保安を確立するに当たって、特にリスク管理体制。高度なリスク管理体制というのはそもそも何なのかと。この部分を明確にする必要があるということで、特に保安やメンテナンス情報をきっちり収集するというのと、新しい保安のテクノロジーに対してしっかり対応できる体制になっているのかと。この辺についての検証をMETIとしてもしっかりと対応していただきたいという御要望をいただきました。どうもありがとうございました。

天野委員、お願いいたします。

○天野委員　ありがとうございます。スライド11ですが、新規認定時の現地調査と認定期間中の立入検査に際し、現地調査に入ったことで気付く新たなチェック項目等が出てくることもあるかと思いますので、現地調査での気づきを以降の調査や検査のチェックポイントに迅速に反映させていけるような仕組み作りをお願いできればと思います。

以上でございます。

○倉渕委員長　ありがとうございます。実際に現地に赴いて調査をしたり、立入調査をすることによって気づきが生まれるということもある、という非常に重要な御指摘をいただきました。これをその後のチェックポイントの中にしっかり活かしていただきたいという御要望だと思います。どうもありがとうございました。

引き続きまして、日本ガス協会、お願いいたします。

○三浦オブザーバー　日本ガス協会の三浦でございます。御発言の機会をいただきましてありがとうございます。

本日は認定高度保安実施事業者制度の検討の具体的方向性について、御議論いただきまして、ありがとうございます。業界としても、制度を活用してスマート保安の推進を通じ

た保安レベルの維持向上につなげていきたいと考えております。

資料の内容についてですが、スライドの5から8に御説明いただきました4つの要件の検討の方向性については賛同いたします。今後の詳細検討におかれましては、都市ガス事業の保安体制、取組を踏まえていただきますようお願い申し上げます。

また、スライド9の認定の審査方法について、青色の帯の部分の2ポツ目の記載で、合理的かつ迅速な審査手続きとする観点から、認定要件に関わる申請書類は簡略化するとありますが、制度活用の観点からもぜひお願いいたします。

都市ガス事業は官民が連携の上、自主保安化が進展し、これまでも届出や検査頻度の見直しが行われてきたことや石油化学、鉄鋼等の業界よりも操業停止を伴わない供用中検査が多いといった特性がございます。このような都市ガス事業の特性に応じたインセンティブとのバランスの取れた制度設計をお願いいたします。

以上であります。ありがとうございます。

○倉渕委員長　ありがとうございます。新しい認定高度保安実施事業者制度認定につきまして、4つの要件が提示されておりますが、基本的に賛同いただけるということと、この認定につきましては合理的な仕組みの制度設計をいただきたいということと、このインセンティブと効果のバランスの取れた認定制度の確立をお願いしたいということではないかと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題3の大臣特認制度について、事務局から資料3について御説明お願いいたします。

○岡本ガス安全室長　資料3「ガス事業法における大臣特認制度の創設について」であります。

次のスライドをお願いいたします。現状と対応の方向性というところでございますが、現行のガス事業法ではガス種の限定はございませんけれども、その技術基準、省令におきましては、可燃性の確認を求めています。そういったところ、晴海の選手村は、今後、水素導管事業が行われる予定でございまして、そのための省令改正を今進めているところでございます。

このような事業に対しまして、機動的に対応するためには現行の技術基準、省令で求める技術以外についても審査できる仕組みが必要ではないかと考えております。

このような制度的な措置といたしまして、例えば高圧ガス保安法、それから火薬類取締法では大臣特認制度と呼ばれる制度が既に措置されておりますが、今後、それらを参考にして、ガス事業法においても同制度を措置する方向で検討していきたいと考えております。

そのためどのような制度設計が望ましいのかということにつきまして、関係団体の方々などと議論、協議を進めていきたいと考えております。

本日はそういった方向性につきまして、委員の皆様から御指摘をいただきたいと考えております。

その上で1つの議論の参考になればということで、現在考えている制度設計を申し上げます。繰り返しになりますが、こちらはまだ団体の方々とも相談中でございますので、一案という位置付けでお考えください。

まず制度の立てつけということでございますけれども、自主保安の考え方の根幹であります安全性が担保されていることを事業者の方が自ら科学的なデータなどを用いて立証していただくと。そちらを私どもが主催する有識者における検討の場、審査の場で御審議をいただいて、有識者の方々が問題ないという御判断をされた上で、最終的に私どものほうがその取組の取扱いを決定すると。場合によっては、規定に依らない場合として、特別に認める。特認を認めるということでございます。

次に、審査の基準についてでありますけれども、ガスはライフラインとしての位置付けがございますので、そういった意味において、位置付けがまた違う観点もあるかと思っておりますけれども、そこも含めつつ、扱う技術や物質の特性を十分に踏まえつつ、現行の省令で担保されている安全のレベルと同等以上のものを求めることとしたいと。そのように考えております。

そして、最後に審査の体制でございますけれども、ガス事業法はその権限が経済産業大臣ないしは産業保安監督部長となっております。このような権限の在り方とよく似ているものが火薬類取締法でございます。火薬類取締法はさらにプラス知事事務、知事の権限というのがございますけれども、その他は同じでございます。そういったことも踏まえまして、火薬類取締法の特認制度は火薬類の審議会の場にワーキングを設置して審査をしているということを踏まえ、都市ガス分野におきましてもガス安全小委員会の下にワーキンググループを設置してはどうかと。そのように考えております。

次のスライドをお願いいたします。これは参考資料でございます。高圧ガス保安協会においては、高圧ガス保安法の特認制度の審査、いわゆる事前評価を行っているという情報提供でございます。御参考でございます。

私からは以上でございます。

○倉淵委員長　ありがとうございました。本件につきまして、御意見、御質問などがございましたらお願いいたします。加藤委員、お願いいたします。

○久本委員（代理・加藤様） 高圧ガス保安協会の加藤でございます。こちらの審議内容につきまして一言申し上げます。

高圧ガス保安法における大臣特認制度でございますが、こちらにつきましては主に経済産業大臣に特認申請をする前に事業者からの申請を受けまして、KHKにおいて特定案件事前評価を行っております。先ほどの事業者保安に係る認定制度と同様に大臣特認制度の一翼を担っております。今回、ガス事業法で大臣特認制度が検討されておりますが、高圧ガス保安法において実績のある専門機関として協力していきたいと考えておりますので、KHKに御相談いただければと思います。

ところで、今後は水素等の新技術に対する大臣特認の申請がガス事業法の中で想定されますが、ワーキンググループの設置を検討されているということですが、この特認申請があった場合に迅速に審査ができる体制を考慮する必要があると考えております。

こちらからは以上でございます。

○倉渕委員長 ありがとうございます。KHKは従来から、事業者から特認申請があった場合には事前に審査した上でMETIにつなぐというプロセスを行っていたということで、水素等についても同様の対応をする場合には御協力いただけるというような御発言。また、迅速な審査を行う上での協力をしたいということかと思っております。どうもありがとうございました。

松田委員、お願いいたします。

○松田委員 御指名ありがとうございます。日本ガス機器検査協会の松田でございます。本件について1点、意見を述べさせていただきたいと思っております。

当協会、JIAはさきの東京オリンピック開催に向けた晴海地区での水素導管供給システムの安全性評価事業の事務局として取りまとめをさせていただきました。また、今年度は水素保安戦略策定のための検討会ですとか、水素社会の到来に向けたガス事業における課題検討会に参画させていただいております。

こうした経験の中で、まず晴海地区での水素導管供給システムの安全性評価事業におきまして、これまで構築されてきた安全確保のために必要な技術基準の性能規定に基づいて安全性を評価することで、実質的に約3か月という期間での迅速な評価が実現できております。

また、ガス安全室様が事務局として行われております水素社会到来に向けたガス事業における課題検討会では、水素については取扱いが難しいこと。また、実績も少ないということ。そして、高圧ガス保安法と違って、ガス事業法につきましては消費者に近いという

ところもあって、安全が前提であるということは共通の意見だったと認識しております。安全のためにはガス事業法の下で長年をかけて蓄積された安全確保のための技術、あるいは知見、こういったものを活用することができるのではないかと考えております。

一方で、晴海地区での水素導管供給システムの安全性評価事業の中で、供給する水素に臭いをつけて、その漏えい等が認知されやすいようにする、いわゆる付臭というものが課題として明記されておりました。今後の技術開発の中でその代替方法が確立された場合には適用できるように、その付臭に関する条文については特認措置を講ずることが有効ではないかと考えております。

以上でございます。

○倉渕委員長　ありがとうございます。J I Aさんは晴海地区における水素事業の取りまとめを御担当されて、3か月間でその安全評価ができたという実績をお持ちだということ踏まえまして、ガス事業がこれまで培ってきた様々な安全評価の上での知見を活用すべきではないかと。特に付臭の問題については特認を設けるべきではないかというような御意見だと思います。どうもありがとうございました。

澁谷委員、お願いいたします。

○澁谷委員　澁谷でございます。発言の機会、ありがとうございます。

私は今、松田委員から発言された意見と同様に、やはりガス事業法の範囲は一般の社会との距離が非常に近いという点もあって、特認制度の設置に関しては少し慎重に進めたほうが良いかなとは考えております。やはり法令の範囲を超えていろいろなことをやっていくという意味では、それなりに危険性が存在するというので、特に2ポツの(2)の審査基準に担保されているレベルと同等以上の安全性の確保というのを科学的に立証するというのは極めて難しい事案が多々存在すると思います。

その中で、このワーキンググループの中で公開でしっかり審議されるということだと思っておりますけれども、やはりその公開の中で議論されるプロセスというのをしっかり管理していく上では、あまり容易にこの特認制度を進めていくというよりは、かなり制限しながら仕組みをつくっていく必要があるかなと。今、何となく水素の付臭を何とかしたいというのが先行していて、まずはこの特認制度というのが走っているような気がするのですが、しっかりとした枠組みをつくった上でこの仕組みを構築していかれたほうが良いかなとは思っています。

私のほうからは以上です。

○倉渕委員長　ありがとうございます。ガス事業法においては、一般社会との距離が

非常に近いということで、特認制度ということで一くくりになっているけれども、これは慎重に適用するべきであると。特に同等以上の安全性をいかに担保するかというのは、なかなか確かに難題でございます。ワーキング等で審議する上でも、この辺につきましては公開で、しかも、慎重な特認制度の運用というのを図るべきであろうという御意見、貴重な御指摘、ありがとうございました。

ガス協会殿、お願いいたします。

○三浦オブザーバー 日本ガス協会の三浦でございます。

水素の普及に関しましては、ガス業界といたしましても推進と保安の両面で取り組んでまいります。ガス事業法での水素保安規制の在り方に関する本資料は、今年度策定された水素保安戦略に基づいて、ガス事業法における制度の方向性を示していただいたものと理解しております。水素利用に関して機動的に対応する制度となるよう、議論に協力してまいりたいと考えております。

今後の制度設計に当たりまして、資料3の2ページの1ポツ目、現状と対応の方向性（案）の3点目に記載のある大臣特認制度の措置については慎重な議論が必要と考えておりますのでコメントさせていただきます。

ガス事業法では平成12年に技術基準について、付臭とか可燃性のような一部の条文を除いて、仕様を定める規定から必要な性能を定める規定に変更したことによって、既に新技術を柔軟に採用することが可能となっており、それに伴って、省令全般に対する特認条項が廃止されました。実際、これまでガス業界では技術基準の性能規定の考え方にに基づき、適合性評価委員会やガス工作物委員会において、新技術を数か月で評価いただき、解釈例、指針に反映しております。例えば、直近ではレーザー式ガス検知器のような新技術を全事業者で採用できるようにすることで、技術の向上や水平展開を積極的に推進してまいりました。加えて、事業者共通で使用できる新技術を導入することで、事業者間の相互支援を可能とし、業界全体の災害対応力の強化にもつなげてまいりました。

また、晴海における水素導管供給システムの安全性評価においても、先ほど松田委員からコメントがございましたように、技術評価につきましては本支管、内管おのおのについて3か月間程度で実施されており、性能規定の考え方にに基づき、機動的な対応ができていると考えております。

ガス協会といたしましては、今後も性能規定化された技術基準の下で、新技術について、水素の物性を考慮しながら機動的な審査を積み重ねることで、水素保安戦略における段階的な水素の社会実装に協力してまいりたいと考えております。ありがとうございました。

以上です。

○倉渕委員長　ありがとうございました。ガス協会様としても水素利用の安全な技術、制度設計について協力していきたいということと、その一方で、この大臣認定制度については慎重な対応が必要であろうと。既に現存しております性能規定の技術基準を有効に活用して、安全かつ迅速な対応をするべきだというような御意見かと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思いますが、次の議題は非公開となりますので、傍聴者の方はオンラインから御退出ください。委員及びオブザーバーの方々はそのままでしばらくお待ちください。

——了——